

平成25年度公正取引委員会調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

平成25年10月31日
公正取引委員会

1 重点分野に関する取組

- 複合機保守料の単価については、特殊仕様である等の2台を除く全ての複合機について、本体のリースと保守業務を併せて入札で調達することにより、平成24年度と比べて、モノクロ印刷について約54.4%、カラー印刷について63.3%の削減が図られた。
- 書籍3種類及び役務4種類（下記4の自動車運行管理業務を含む。）について、新たに法務省との共同調達を実施することにより、それぞれの単価について、平成24年度と比べて、書籍3種類については1.5%から8%の、役務4種類については1.5%から18.8%の削減が図られた。

2 随意契約に関する取組

- 複合機の保守業務については、特殊仕様である等の2台を除く全ての複合機について、本体のリースと保守業務を併せて入札で調達することにより、特命随意契約によって保守業務を調達する複合機の台数を、平成24年度の70台中9台（12.9%）から73台中2台（2.7%）に削減した。
- 競争性のない随意契約について、随意契約審査会において必要性を検証することとしているところ、該当する随意契約が発生しなかった。

3 一者応札に関する取組

- 入札説明書を受け取りに来た業者が入札に参加しなかったために一者応札になった場合に、入札不参加業者にヒアリングを実施することとしているところ、一者応札事案が発生しなかった。

4 庁費類（汎用的な物品、役務）の調達の見直し

- 自動車運行管理業務の委託について、新たに法務省との共同調達を実施することにより、基本運行管理料の単価について18.8%の削減が図られた。
- 地方事務所等における共同調達品目については、地方事務所等2か所において、共同調達品目が各1品目増加した。

5 外部有識者の活用

- 平成25年5月中に、公正取引委員会契約監視委員会の委員3名に対して、平成25年度調達改善計画について意見を求めたところ、特段の意見等はなかった。
また、平成25年10月中に、前記の委員3名に対して、平成25年度上半期の取組状況を報告し、意見を求めたところ、特段の意見等はなかった。

平成25年度 公正取引委員会調達改善計画の上半期自己評価結果

(対象期間:平成25年4月1日～平成25年9月30日)

平成25年10月31日
公正取引委員会

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成25年度に開始した取組			目標の進捗状況		
1 重点分野 複合機の調達は、原則、リースとし、保守業務についても競争性を確保した調達を実施することにより、複合機の保守料の平均単価を削減する。		特殊仕様である等の理由がある2台を除く全ての複合機について、本体のリースと保守業務を併せて入札により調達した。	平成24年度の1枚当たりの平均契約単価と比べて、モノクロ印刷は0.6円(約54.4%)、カラー印刷は7.3円(約63.6%)の削減が図られた。	○	—	—
一般事務費等全般において、共同調達品目を選定して実施することにより、新規に共同調達を実施した品目に係る調達費用を削減する。	○	書籍3種類及び役務4種類について新たに法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	書籍は、平成24年度の契約単価と比べて、1.5%から8%の削減が図られた。 役務は、平成24年度の契約単価と比べて、1.5%から18.8%の削減が図られた。	○	—	—
2 随意契約に関する取組 複合機の調達は、原則、リースとし、保守業務についても競争性を確保した調達を実施することにより、特命随意契約によって保守業務を調達する複合機の台数を削減する。		特殊仕様である等の理由がある2台を除く全ての複合機について、本体のリースと保守業務を併せて入札により調達した。	特命随意契約によって保守業務を調達する複合機の台数を、平成24年度の70台中9台(12.9%)から73台中2台(2.7%)に削減した。	○	—	—
競争性のない随意契約について、随意契約審査委員会においてやむを得ないものかどうか検証し、随意契約の見直し・縮減に努める。		該当する随意契約が発生しなかったため、随意契約審査委員会を開催しなかった。	—	—	—	今年度下期においては、該当する事案の発生が見込まれるため、随意契約審査委員会においてやむを得ないものかどうか検証する。
3 一者応札に関する取組 入札説明書を受け取りに来た業者が入札に参加しなかったために一者応札になった場合に、入札不参加業者に対してヒアリングを実施してその理由を聴取し、次回の入札に反映する。	○	一者応札事案が発生しなかったため、ヒアリングを実施しなかった。	—	—	—	一者応札事案が発生したときは、速やかに入札不参加業者に対するヒアリングを実施してその理由を聴取する。
4 庁費類の調達の見直し 自動車運行管理業務の委託について、法務省と共同調達を実施することにより、基本運行管理料の単価を削減する。	○	法務省と新たに共同調達を実施し、単価契約を締結した。	平成24年度の契約単価と比べて、53,100円(約18.8%)の削減が図られた。	○	—	—
地方事務所等における共同調達の対象品目を検討し、共同調達を実施する品目を増加させる。		各地方事務所等において共同調達が実施可能な品目の検討を行った。	平成24年度と比べて、地方事務所等2か所において、共同調達を実施する品目が各1品目増加した。	○	地方事務所等が共同調達の実施を企図しても、他省庁の地方支分部局に比して調達規模が小さく、スケールメリットへの寄与が少ないことから、他省庁の地方支分部局の同意を得られないことがある。	共同調達を行う他省庁の地方支分部局について幅広く検討するなど、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

意見聴取実施状況: 公正取引委員会契約監視委員会の各委員に対し個別に意見聴取

実施日: 平成25年5月14日

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○ 平成25年度調達改善計画について意見を求めたところ、契約監視委員会の各委員から特段の意見等はなかった。	—

実施日: 平成25年10月17日, 18日及び21日

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○ 平成25年度上半期における取組状況を説明し、意見を求めたところ、契約監視委員会の各委員から特段の意見等はなかった。	—